

「(仮称) 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 30 年(2018 年)1 月 26 日(金)～2 月 25 日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成 12 年滋賀県告示第 236 号)に基づき(仮称) 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、2 名の方から 8 件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報

8 件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	入所者の資産が凍結された場合、後見人の手続を取らなくても利用料等の費用を本人資産で清算できる仕組みや、公的資金で賄うことができる仕組みを考えるべき。	この条例は介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めるもので、入所者の費用負担や財産管理については、本条例の対象外となりますので、本条例で規定する内容ではないと考えます。
2	重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させる者をⅠ型、それ以外をⅡ型療養床とありますが、具体的な疾患名や合併症を明記したほうが分かりやすい。	国の基準で規定されており、今後具体的な疾患名等は、国の解釈通知等で示される予定で、本条例で規定する内容ではないと考えます。
3	長期にわたる療養とはどのくらいの期間を予定しているのか、ある程度の日数の目安を入れてください。	国の基準で規定されており、今後具体的な療養期間については、国の解釈通知等で示される予定で、本条例で規定する内容ではないと考えます。

4	介護職員の配置基準に関して、認知症高齢者に対するケアとして、認知症ケア専門職の必置の検討をお願いします。	介護職員等の従業者（医師および看護師を除く）の配置基準については、国の基準に従うべき基準として定められていることから、本条例で規定する内容ではないと考えます。
5	新たな介護医療院向けのサービスの質の評価を行うにあたっての自己評価表の作成が必要かと思えます。	介護医療院サービスの質の評価については、「介護医療院の運営について、自ら評価を行うとともに、常にその改善を図ること」と条例で規定し、自己評価結果表等については、他の施設同様、今後作成する予定です
6	県条例独自の規定「ア 人権の擁護、虐待の防止等」に対して、人権擁護、虐待防止の重要性を鑑みるとともに、「身体拘束の適正化の推進に努められるよう、従業者に対しての定期的な研修の機会を確保していきたい」と考えております。	身体拘束に関する研修については、「介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施すること。」と条例で規定する予定です。
7	県条例独自の規定「イ 非常災害対策」に対して、近隣に創設される介護医療院との協力体制を構築し、社会福祉施設においての共通の努力義務を遂行していきたいと考えます。	非常災害時の対応については、「開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。」と条例で規定する予定です。
8	当特別養護老人ホームとして、介護医療院との連携を深め、相互の情報共有が出来る機会を持ちながら、医療と福祉サービスが途切れることなく提供できる体制作りに取り組んでいきたいと考えます。	特別養護老人ホームと介護医療院との連携については、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」において、「開設者は、入所申込者が入院による医療を必要とする場合その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設もしくは介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講ずること。」と条例を改正する予定です。

※意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約

（仮称）滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。）の公布により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）が改正され、介護保険施設として新たに介護医療院が創設されることに伴い、条例で定めることとされた、介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準について、厚生労働省令に基づき条例を制定するものです。

2 条例の制定内容

（１）条例の対象となる事業

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく介護医療院で、大津市（中核市）の所管の施設は除きます。

（２）県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

介護医療院の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

（３）その他の規定

施設、設備、人員および運営ならびに経過措置等上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

厚生労働省令に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、厚生労働省令と同一の基準とします。

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

《厚生労働省令》介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準【概要】

①基本方針

○介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者のその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

②人員基準

○医師	I 型療養床： 48 対 1 以上（施設で 3 名以上）	II 型療養床： 100 対 1 以上（施設で 1 名以上）
○薬剤師	I 型療養床： 150 対 1 以上	II 型療養床： 300 対 1 以上
○看護職員	6 対 1 以上	
○介護職員	I 型療養床： 5 対 1 以上	II 型療養床： 6 対 1 以上
○リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士）	適当数	
○栄養士	1 以上（入所定員 100 以上の場合）	
○介護支援専門員	100:1 以上（1 名以上）	
○放射線技師	適当数	
○その他の従業者	適当数	

- I 型療養床：主として長期にわたり療養が必要であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるもの
- II 型療養床：I 型療養床以外のもの

③施設基準

○診察室	医師が診察を行うのに適切なもの
○療養室	定員 4 名以下、床面積 8.0 m ² /人以上、 ※療養病床等からの転換の場合、大規模改修まで 6.4 m ² /人以上
○機能訓練室	40 m ² 以上
○談話室	談話を楽しめる広さ
○食堂	床面積 1.0 m ² /人以上
○浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
○レクリエーション・ルーム	十分な広さ
○その他医療施設	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所
○他施設	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室

④構造基準

○医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備
○廊下	廊下幅：1.8m以上、中廊下の場合は 2.7m以上 ※療養病床等からの転換の場合 廊下幅：1.2m以上、中廊下 1.6m以上
○耐火構造	原則、耐火建築物（2 階建てまたは平屋建てのうち所定の要件を満たす場合は準耐火建築物） ※療養病床等からの転換の場合特例あり

⑤運営基準

《主な規定内容》

- ・内容及び手続の説明及び同意、サービス提供拒否の禁止、利用料等の受領、サービスの取扱方針、身体的拘束等の適正化、施設サービス計画の作成、診療の方針、機能訓練、食事の提供、看護および医学的管理下における介護、管理者の責務、非常災害対策、苦情処理、事故発生の防止及び発生時の対応 等
- ※介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点を鑑みて規定。